

休止・廃止・再開届（店舗販売業）

店舗の営業を廃止し、休止し、若しくは休止した店舗を再開したときは、30日以内に届出が必要です。

| | |
|----------|--|
| 届書 | 様式第八（医薬品医療機器等法施行規則第百五十九条の二十三条関係） |
| 提出時期・部数 | 休止・廃止・再開した日から30日以内、1部 |
| 手数料 | 不要 |
| 添付書類 | 許可証（廃止の場合） ※紛失等で許可証が添付できない場合は、紛失理由書を提出してください。 |
| 届出時の注意事項 | <ul style="list-style-type: none">・休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記してください。・失った許可証を発見したときは、直ちに返納してください。・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記載してください。・許可年月日は、許可証の有効期間の初日を記載してください。・許可番号は、許可証の番号を記載してください。・提出書類は1部ですが、保健所の受付印等が必要な場合は写しを別途準備してください。 |